

遺言書情報証明書の交付の請求方法

<p>請求人</p>	<p>法定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者 (以下合わせて、「関係相続人等」という。)</p> <p>※請求は、遺言者の死亡後に限ります。 ※任意代理は認められていません。</p>
<p>請求できる 遺言書保管所</p>	<p>全国すべての遺言書保管所</p>
<p>必要書類</p> <div data-bbox="114 840 297 1000" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>具体例は こちら>></p> </div> <div data-bbox="114 1047 297 1207" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>関係遺言書 保管通知の 詳細は こちら>></p> </div>	<div data-bbox="474 517 1210 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関係遺言書保管通知 を受領した場合は、こちら>></p> </div> <p>関係遺言書保管通知 を受領していない場合は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①遺言書情報証明書の交付請求書 (1通:1,400円/収入印紙) ②法定相続情報一覧図の写し (法定相続人全員の住所記載あり/発行日から3か月以内のもの) <div data-bbox="474 826 1339 1027" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>②がない場合でも以下の①～③のすべてがあれば請求できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①遺言者の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ②相続人全員の戸籍謄本(発行日が遺言者死亡後のもの) ※相続人であることが確認できる戸籍が必要です。 ③相続人全員の住民票(発行日から3か月以内のもの) </div> <ol style="list-style-type: none"> ③受取方法に応じて、以下の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 【窓口での受取】 請求人の顔写真付き官公署発行の身分証明書(有効期限内のもの) 【郵便での受取】 請求人の住所氏名を記載した返信用封筒(切手要) ④請求人に応じて、以下の追加書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 【受遺者、遺言執行者が請求人となる場合】 請求人の住民票 【法人が請求人となる場合】 法人の登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの) 【法定代理人が請求する場合】 親権者・・・戸籍謄本 (発行日から3か月以内のもの) 後見人等・・・登記事項証明書 (発行日から3か月以内のもの)等

窓口での受取を希望される場合は、予約が必要です。

①法務局手続案内予約サービスの専用HP>>

②窓口・電話による予約

手続を行う法務局(遺言書保管所)に窓口または電話でお申し込みください。

※受付時間は平日8時30分から17時15分まで

(土・日・祝日・年末年始は除く。)

※電話番号・所在地は[こちら>>](#)

